

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考												
	<b>第 1 編 総則</b>	<b>第 1 編 総則</b>													
	<b>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>													
	<b>第 1 節 防災の基本理念</b>	<b>第 1 節 防災の基本理念</b>													
16	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p>	数値の更新												
	<b>第 2 編 災害予防</b>	<b>第 2 編 災害予防</b>													
	<b>第 1 章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第 1 章 防災協働社会の形成推進</b>													
	<b>第 3 節 企業防災の促進</b>	<b>第 3 節 企業防災の促進</b>													
31	<p><b>1 企業における措置</b></p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 企業における措置</b></p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正												
	<b>第 2 章 建築物等の安全化</b>	<b>第 2 章 建築物等の安全化</b>													
33	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 建築物の</td> <td>市</td> <td>1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 建築物の	市	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 建築物の</td> <td>県及び市</td> <td>1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 建築物の	県及び市	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 建築物の	市	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進													
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 建築物の	県及び市	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進													

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）			修正案（令和元年 11 月修正予定）			備考
	耐震推進		1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行	耐震推進		1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行	
	<b>第 1 節 建築物の耐震推進</b>			<b>第 1 節 建築物の耐震推進</b>			
34	<b>1 市における措置</b> (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。			<b>1 県及び市における措置</b> (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。			表記の整理  第 3 次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正
	<b>第 2 節 交通関係施設等の整備</b>			<b>第 2 節 交通関係施設等の整備</b>			
37	<b>2 道路施設</b> (略) <u>(追加)</u> (2) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定 (3) 応急復旧作業のための事前措置			<b>2 道路施設</b> (略) <u>(2) 重要物流道路の指定</u> 平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。 (3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定 (4) 応急復旧作業のための事前措置			道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正  表記の整理
	<b>第 4 節 文化財の保護</b>			<b>第 4 節 文化財の保護</b>			
48	<b>1 市における措置</b> (略) <u>(追加)</u>			<b>1 市における措置</b> (略) <b>2 重要文化財の耐震対策</b> 平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。 <u>(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u>			対策の追加

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p><b>2 応急的な対策</b> （略）</p> <p><b>3 災害時の対応</b> （略）</p>	<p><u>(2) 対処方針の作成・提出</u></p> <p><u>(3) 耐震対策推進の周知徹底</u></p> <p><u>(4) 補助事業における耐震予備診断の必須</u></p> <p><u>(5) 耐震予備診断実施の徹底</u></p> <p><u>(6) 県の指導・助言</u></p> <p><b>3 応急的な対策</b> （略）</p> <p><b>4 災害時の対応</b> （略）</p>	<p>表記の整理</p>
	<p><b>第 4 章 液状化対策・土砂災害等の予防</b></p>	<p><b>第 4 章 液状化対策・土砂災害等の予防</b></p>	
	<p><b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b></p>	<p><b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b></p>	
56	<p><b>1 市における措置</b> （略）</p> <p>(3) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>1 市における措置</b> （略）</p> <p>(3) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p><b>第 4 節 土砂災害の防止</b></p>	<p><b>第 4 節 土砂災害の防止</b></p>	
56	<p><b>1 市における措置</b> （略）</p> <p>土砂災害を防止するため、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については、土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知その他警戒避難体制の確立を図る</p>	<p><b>1 市における措置</b> （略）</p> <p>土砂災害を防止するため、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については、土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]</u>）の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知その他警戒避難体制の確立を図る</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
57	<p>(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 （略）</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 （略）</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p>	

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																																																
	<p>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報発令時には、警戒区域近隣に居住する住民等に F A X を利用して周知を行う。</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等            要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。  <u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u></p>	<p>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕発表時には、<u>直ちに避難勧告、避難指示（緊急）を発令することを基本とし、警戒区域近隣に居住する住民等に F A X を利用して周知を行う。</u></p> <p>(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等  <u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。</u>            なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>																																																
	<p><b>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	<p><b>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>																																																	
60	<p><b>1 防災拠点施設の整備</b></p> <table border="1" data-bbox="235 837 1086 1348"> <thead> <tr> <th>防災拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所（本庁舎・東庁舎）</td> <td>市災害対策本部運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>消火・救急・救助活動</td> <td>各支署も含む</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>災害医療・保健衛生活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院</td> <td>医療救護活動</td> <td>災害拠点病院</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター</td> <td>災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道管理センター</td> <td>応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点施設	役割等	備考	市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営		消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む	保健センター	災害医療・保健衛生活動		市民病院	医療救護活動	災害拠点病院	リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動		上水道管理センター	応急給水・復旧活動		(追加)			<p><b>1 防災拠点施設の整備</b></p> <table border="1" data-bbox="1124 837 1975 1348"> <thead> <tr> <th>防災拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所（本庁舎・東庁舎）</td> <td>市災害対策本部運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>消火・救急・救助活動</td> <td>各支署も含む</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>災害医療・保健衛生活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院</td> <td>医療救護活動</td> <td>災害拠点病院</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター</td> <td>災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道管理センター</td> <td>応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民会館駐車場 勤労センター（駐車場）</td> <td>応援隊の宿営場所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点施設	役割等	備考	市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営		消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む	保健センター	災害医療・保健衛生活動		市民病院	医療救護活動	災害拠点病院	リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動		上水道管理センター	応急給水・復旧活動		市民会館駐車場 勤労センター（駐車場）	応援隊の宿営場所		<p>県緊急消防援助隊受援計画と整合性を図るため追記。</p>
防災拠点施設	役割等	備考																																																	
市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営																																																		
消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む																																																	
保健センター	災害医療・保健衛生活動																																																		
市民病院	医療救護活動	災害拠点病院																																																	
リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動																																																		
上水道管理センター	応急給水・復旧活動																																																		
(追加)																																																			
防災拠点施設	役割等	備考																																																	
市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営																																																		
消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む																																																	
保健センター	災害医療・保健衛生活動																																																		
市民病院	医療救護活動	災害拠点病院																																																	
リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動																																																		
上水道管理センター	応急給水・復旧活動																																																		
市民会館駐車場 勤労センター（駐車場）	応援隊の宿営場所																																																		

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
61	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><b>2 市、防災関係機関における措置</b> (略) (追加)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><b>2 市、県及び防災関係機関における措置</b> (略) (11) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを旨とし、市町村防災支援システムの運用を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
<b>第 6 章 避難行動の促進対策</b>			
65	<p><b>■ 基本方針</b> ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、<u>避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p><b>■ 基本方針</b> ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正</p>
<b>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</b>			
68	<p><b>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b> (略) (1) 市の避難計画 (略) エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p><b>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b> (略) (1) 市の避難計画 (略) エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
<b>第 5 節 避難に関する意識啓発</b>			
70	<p><b>1 市における措置</b> (略) (4) その他 (略) イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使</p>	<p><b>1 市における措置</b> (略) (4) その他 (略) イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指</p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。 <u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	<u>定緊急避難場所の場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</u>	
	<b>第 7 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第 7 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第 3 節 帰宅困難者対策</b>	<b>第 3 節 帰宅困難者対策</b>	
76	<b>2 支援体制の構築</b> 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。	<b>2 支援体制の構築</b> 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、 <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	<b>第 9 章 広域応援体制の整備</b>	<b>第 9 章 広域応援体制の整備</b>	
	<b>第 2 節 広域応援体制の整備</b>	<b>第 2 節 広域応援体制の整備</b>	
83	<b>1 市における措置</b> （略） （2）応援協定の締結等 ア 相互応援協定 イ 民間団体等との協定 市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。  （3）防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 イ 南海トラフ地震等発生時の受援計画 南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。	<b>1 市における措置</b> （略） （2）応援協定の締結等 ア 相互応援協定 イ 民間団体等との協定 市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u>  （3）防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 イ 南海トラフ地震等発生時の受援計画 南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正

地震災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正案（令和元年11月修正予定）	備考
	市及びその他の防災関係機関は、県が策定した国の活動に対応した受援計画に基づき、必要な準備を進める。 なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。	市及びその他の防災関係機関は、県が策定した国の活動に対応した受援計画に基づき、必要な準備を進める。	表記の整理
	<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
88	<b>1 市における措置</b> (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。	<b>1 市における措置</b> (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や <u>防災関係機関</u> 、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。	表記の整理
	<b>第3節 防災のための教育</b>	<b>第3節 防災のための教育</b>	
90	<b>1 市及び私立各学校等管理者における措置</b> (略) (1) 児童生徒等に対する <u>安全教育</u> 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な <u>安全教育</u> を行う。 <u>安全教育</u> は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。  (略)	<b>1 市及び私立各学校等管理者における措置</b> (略) (1) 児童生徒等に対する <u>防災教育</u> 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な <u>防災教育</u> を行う。 <u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u> (略)	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	
	<b>第2節 職員の派遣要請等</b>	<b>第2節 職員の派遣要請等</b>	
100	<b>1 市における措置</b> (5) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 市内の医療資源ではあきらかに不足、若しくは不足が予想される場	<b>1 市における措置</b> (5) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 市内の医療資源ではあきらかに不足、若しくは不足が予想される場	

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																																																										
	<p>合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（EMIS）<u>入力</u>を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信するとともに収集した情報を指揮本部へ報告する。</p>	<p>合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（EMIS）<u>の入力状況を閲覧し</u>、メール機能を用いて、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信するとともに収集した情報を指揮本部へ報告する。</p>	<p>表記の整理</p>																																																										
	<b>第 3 節 災害救助法の適用</b>	<b>第 3 節 災害救助法の適用</b>																																																											
100	<p><b>1 県における措置</b></p> <table border="1" data-bbox="324 432 1077 1347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>市町村立 小・中学校等児童生徒分</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td style="text-align: center;">県（県民文化部、教育委員会）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		(略)			医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与	市町村（県が委任）		市町村立 小・中学校等児童生徒分	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化部、教育委員会）	<p><b>1 県における措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1214 432 1966 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建築局）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建築局）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>市町村立 小・中学校等児童生徒分</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td style="text-align: center;">県（県民文化局、教育委員会）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		(略)			医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）	学用品の給与	市町村（県が委任）		市町村立 小・中学校等児童生徒分	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
救助の種類	実施者																																																												
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																											
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																												
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																																												
(略)																																																													
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																																											
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																												
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																																																											
学用品の給与	市町村（県が委任）																																																												
市町村立 小・中学校等児童生徒分																																																													
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分			県（県民文化部、教育委員会）																																																										
救助の種類	実施者																																																												
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																											
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																												
応急仮設住宅の設置	県（建築局）																																																												
(略)																																																													
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部																																																											
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																												
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）																																																											
学用品の給与	市町村（県が委任）																																																												
市町村立 小・中学校等児童生徒分																																																													
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分			県（県民文化局、教育委員会）																																																										
	<b>第 2 章 避難行動</b>	<b>第 2 章 避難行動</b>																																																											



地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<b>第 1 節 地震情報等の伝達</b>	<b>第 1 節 地震情報等の伝達</b>	
103	<b>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</b> 気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。	<b>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</b> 気象庁又は名古屋地方気象台は、地震等に関する情報を発表する。	表記の整理
	<b>第 2 節 避難の指示</b>	<b>第 2 節 避難の指示</b>	
105	<b>1 市における措置</b> (1) 避難の指示等 イ 避難準備・高齢者等避難開始 市民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に <u>早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）</u> 情報を伝達する。 また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。	<b>1 市における措置</b> (1) 避難の指示等 イ 避難準備・高齢者等避難開始 市民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に <u>高齢者等避難開始（早めの段階で避難行動を開始すること）</u> を求める。 また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。	表記の整理
	<b>第 3 節 住民等の避難誘導</b>	<b>第 2 節 住民等の避難誘導</b>	
108	<b>2 避難行動要支援者の支援</b> (1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> (追加) 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。  (追加)  (2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u> ア <u>避難のための情報伝達</u> 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動	<b>2 避難行動要支援者への避難支援</b> (1) <u>避難支援の方法</u> ア <u>地域住民の協力による支援</u> 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。なお支援の際は、 <u>避難支援等関係者の安全の確保に十分留意するものとする。</u> イ <u>避難のための情報伝達</u> 避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、SNS等のインターネットサービスを通じた情報提供など複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にとってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。  (2) <u>避難行動要支援者名簿の活用</u> ア <u>避難行動要支援者の安否確認等</u> 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。また平常時から名簿情報を提供す	表記の整理

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、SNS等のインターネットサービスを通じた情報提供など複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援  <u>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講じる。</u>  <u>また平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</u></p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認  <u>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</u></p> <p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応  <u>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。また、その移送方法や見守り体制について整えておくものとする。</u></p>	<p><u>ることに不同意であった者についても、可能な範囲で安否確認等を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</u></p> <p>イ 名簿情報の守秘義務等  <u>提供された名簿情報は、避難支援以外の目的に使用しないための措置を講じる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ 避難後における対応  <u>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。また、その移送方法や見守り体制について整えておくものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>
	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p>	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p>	
	<p><b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b></p>	<p><b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b></p>	
<p>113</p>	<p><b>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</b>  (略)  (2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するために必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p><b>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</b>  (略)  (2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。<u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u></p>	<p>巡視中の二次被害防止のための追記。</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第 2 節 応援部隊等による広域応援等</b>	<b>第 2 節 応援部隊等による広域応援等</b>	
121	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、知事に対して愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。なお、その要請の手順については、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」に定めるものとする。</p> <p>イ 市長は、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>ウ 消防総務課及び消防署は、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む）は、大規模な災害等が発生した場合は、知事に対して愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。なお、その要請の手順については、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」に定めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 緊急消防援助隊等の応援部隊の受入れ</p> <p>ア 緊急消防援助隊の派遣の決定を受けた市消防本部は、応援都道府県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</p> <p>(ア) 調整本部等への情報提供</p> <p>(イ) 市進出拠点及び宿営場所等の選定</p> <p>(ウ) 調整本部への本部員の派遣</p> <p>(エ) 県進出拠点への職員派遣</p> <p>(オ) 指揮支援本部等の設置場所の確保</p> <p>(カ) 応援都道府県大隊等への情報提供</p> <p>イ 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次の事務をつかさどる。</p> <p>(ア) 被害情報の収集に関すること。</p> <p>(イ) 被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(ウ) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。</p> <p>(エ) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。</p>	<p>表記の整理</p> <p>緊急消防援助隊受援計画と整合性を図るため修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
		ウ 指揮本部は、市が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との活動調整を図るため、市対策本部と緊密に連携を図るものとする。	
	<b>第 3 節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第 3 節 自衛隊の災害派遣</b>	
125	<b>4 災害派遣要請等手続系統</b> 図中：防災局 （注）時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。	<b>4 災害派遣要請等手続系統</b> 図中：防災安全局 （注）時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 6 節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b>	<b>第 6 節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b>	
129	<b>1 市、県、防災関係機関における措置</b> （略） （3）災害医療活動 全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動	<b>1 市、県、防災関係機関における措置</b> （略） （3）災害医療活動 全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	<b>第 5 章 救出・救助対策</b>	<b>第 5 章 救出・救助対策</b>	
	<b>第 1 節 救出・救助活動</b>	<b>第 1 節 救出・救助活動</b>	
131	<b>2 市における措置</b> （4）緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。	<b>2 市における措置</b> （4）緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。	緊急消防援助隊受援計画と整合性を図るため修正
	<b>第 2 節 航空機の活用</b>	<b>第 2 節 航空機の活用</b>	
133	<b>1 市における措置</b> （3）連絡先は、防災局消防保安課防災航空グループとする。	<b>1 市における措置</b> （3）連絡先は、防災安全局消防保安課防災航空グループとする。	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
	<b>第 2 節 防疫・保健衛生</b>	<b>第 2 節 防疫・保健衛生</b>	
146	<b>9 応援協力関係</b> （略） （6）県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>（追加）</u>	<b>9 応援協力関係</b> （略） （6）県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>（7）県は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に</u>	災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省）の制定及び防災基本計画の修正を踏ま

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																		
		<p>対し、DHEATの派遣を要請するものとする。  <u>(8) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</u></p>	えた修正。																		
	<b>第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	<b>第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</b>																			
147	<p><b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <th>市</th> <td>○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	機関名		(略)		市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	<p><b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <th>市</th> <td>○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	機関名		(略)		市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正						
機関名																					
(略)																					
市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																				
機関名																					
(略)																					
市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保																				
148	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 空港施設 対策</td> <td>愛知県 名古屋 飛行場</td> <td>県(名古屋 屋空港 事務所) 2 施設の 使用停止 及び応急 工事</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第 3 節 空港施設 対策	愛知県 名古屋 飛行場	県(名古屋 屋空港 事務所) 2 施設の 使用停止 及び応急 工事	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 空港施設 対策</td> <td>愛知県 名古屋 飛行場</td> <td>県(名古屋 屋空港 事務所) 2(1)施設の 使用停止 及び応急 工事 2(2)輸送 機能の確 保 2(3)道路 管理者へ の空港ア クセス道 路(緊急輸 送道路)の 機能確保 要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第 3 節 空港施設 対策	愛知県 名古屋 飛行場	県(名古屋 屋空港 事務所) 2(1)施設の 使用停止 及び応急 工事 2(2)輸送 機能の確 保 2(3)道路 管理者へ の空港ア クセス道 路(緊急輸 送道路)の 機能確保 要請	<p>表記の整理</p> <p>航空広域防災活動拠点へのアクセス確保のための追記</p>
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第 3 節 空港施設 対策	愛知県 名古屋 飛行場	県(名古屋 屋空港 事務所) 2 施設の 使用停止 及び応急 工事																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第 3 節 空港施設 対策	愛知県 名古屋 飛行場	県(名古屋 屋空港 事務所) 2(1)施設の 使用停止 及び応急 工事 2(2)輸送 機能の確 保 2(3)道路 管理者へ の空港ア クセス道 路(緊急輸 送道路)の 機能確保 要請																			
	<b>第 1 節 道路交通規制等</b>	<b>第 1 節 道路交通規制等</b>																			
150	<p><b>2 自衛官及び消防吏員における措置</b></p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により<u>災害時における交通規制等の措置を行うことができる</u>。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p>	<p><b>2 自衛官及び消防吏員における措置</b></p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により<u>緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる</u>。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p>	法文に合わせた表記に修正																		
151	<p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(略)</p>																			

地震災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正案（令和元年11月修正予定）	備考
	<p>(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u></p> <p>(イ) <u>区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所</u></p>	<p>(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u></p> <p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) <u>緊急交通路に指定された区間以外の場所</u></p> <p>(イ) <u>緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所</u></p>	
<p><b>第2節 道路施設対策</b></p>			
151	<p><b>1 道路管理者における措置</b></p> <p>(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保</p> <p>ウ <u>第3次緊急輸送道路</u>  <u>救援物資等の備蓄地点、又は集積地点等へ通ずる導入幹線輸送道路</u></p> <p>エ 市指定緊急輸送道路          本市の指定する緊急輸送道路</p>	<p><b>1 道路管理者における措置</b></p> <p>(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保  <u>(削除)</u></p> <p>ウ 市指定緊急輸送道路          本市の指定する緊急輸送道路</p>	<p>表記の整理</p> <p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
152	<p><b>2 市における措置</b>          (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p><b>2 市における措置</b>          (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	
<p><b>第3節 空港施設対策</b></p>			
152	<p><b>3 県（名古屋空港事務所）における措置</b></p> <p>(1) 施設の使用停止及び応急工事</p> <p>県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。</p> <p>なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。</p>	<p><b>3 県（名古屋空港事務所）における措置</b></p> <p>(1) 施設の使用停止及び応急工事</p> <p>県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。</p> <p>なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。</p>	<p>航空広域防災活動拠点へのアクセス確保のための追記</p>
153	<p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。</p>	<p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。</p>	

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																		
	(追加)	(3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請																			
	<b>第 5 節 緊急輸送手段の確保</b>	<b>第 5 節 緊急輸送手段の確保</b>																			
155	<b>7 緊急通行車両の事前届出及び確認</b> (略) (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 2 節 1(5)緊急通行車両の確認等に定めるところによる。	<b>7 緊急通行車両の事前届出及び確認</b> (略) (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 1 節 1(5)緊急通行車両の確認等に定めるところによる。	表記の整理																		
	<b>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>																			
158	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>                     2(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等                      2(2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供                      2(4) 救助対策、避難所等対策の実施                 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)			第 3 節 帰宅困難者対策	県、市	2(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 2(2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 2(4) 救助対策、避難所等対策の実施	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>                     2(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在场所）の確保等                      2(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供                      2(3) その他帰宅困難者への広報                      2(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策                 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)			第 3 節 帰宅困難者対策	県、市	2(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在场所）の確保等 2(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 2(3) その他帰宅困難者への広報 2(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策	防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)																					
第 3 節 帰宅困難者対策	県、市	2(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 2(2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 2(4) 救助対策、避難所等対策の実施																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)																					
第 3 節 帰宅困難者対策	県、市	2(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在场所）の確保等 2(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 2(3) その他帰宅困難者への広報 2(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策																			
	<b>第 1 節 避難所の開設・運営</b>	<b>第 1 節 避難所の開設・運営</b>																			
159	<b>2 市における措置</b> (1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。  (略)	<b>2 市における措置</b> (1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u>  (略)	防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正																		

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
160	<p>(4) 避難所の運営 (略) ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 県が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。 (略) ク 物資の配給等避難者への生活支援 給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他当面必要とされる物資の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。 (略) サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る</p>	<p>(4) 避難所の運営 (略) ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 <u>「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」</u>に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。 (略) ク 物資の配給等避難者への生活支援 給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他当面必要とされる物資の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」<u>及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」</u>を参考に配慮すること。 (略) サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。<u>「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」</u>を参考に配慮すること。</p>	<p>小牧市避難所開設運営マニュアル改定に伴う対策の追加</p>
<p><b>第 2 節 要配慮者支援対策</b></p>			
161	<p><b>1 市における措置</b> (2) 避難行動要支援者の支援 第 2 章第 3 節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援参照</p>	<p><b>1 市における措置</b> (2) 避難行動要支援者の避難支援 第 2 章第 3 節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の<u>避難支援</u>参照</p>	<p>表記の整理</p>
<p><b>第 3 節 帰宅困難者対策</b></p>			
162	<p><b>1 県及び市における措置</b> (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p>	<p><b>1 県及び市における措置</b> (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>



地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。	また、必要に応じて、 <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等の支援を行うものとする。	
	<b>第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第 2 節 食品の供給</b>	<b>第 2 節 食品の供給</b>	
166	<b>1 市における措置</b> （略） 炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中：農林水産部食育消費流通課	<b>1 市における措置</b> （略） 炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中：農業水産局食育消費流通課	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 1 4 章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第 1 4 章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>第 5 節 通信施設の応急措置</b>	<b>第 5 節 通信施設の応急措置</b>	
180	<b>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> （略） (3) 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。 ア 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。 イ 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 ウ 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。 エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。	<b>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> （略） (3) 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。 ア <u>西日本電信電話株式会社</u> (ア) 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。 (イ) 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 (ウ) 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。 (エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。	表記の整理

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
181	<p>(略)</p> <p><b>3 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。各防災関係機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようすべきである。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 訓練の実施</p> <p>各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p>	<p><u>イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p><u>(7) 伝送路が被災した場合</u>  <u>応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>(4) 電力設備が被災した場合</u>  <u>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。<u>特に、市及び防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっている</u>ので、適切な応急措置が要求される。<u>各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</u></p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 訓練の実施</p> <p>各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p> <p><u>(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用</u></p> <p><u>ア 県の連絡</u></p> <p><u>県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。</u></p> <p><u>イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え</u>  <u>通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県と</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考												
		<p>の事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</p>													
	<b>第 15 章 住宅対策</b>	<b>第 15 章 住宅対策</b>													
	<b>第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>	<b>第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>													
187	<p><b>2 市及び県における措置</b>                      (5) 被災者の入居及び管理運営                      イ 入居者の選定                      ③ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯</p>	<p><b>2 市及び県における措置</b>                      (5) 被災者の入居及び管理運営                      イ 入居者の選定                      ③ 特定の資産のない母子及び父子並びに寡婦</p>	母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正による修正												
	<b>第 4 編 災害復旧・復興</b>	<b>第 4 編 災害復旧・復興</b>													
	<b>第 2 章 公共施設等災害復旧対策</b>	<b>第 2 章 公共施設等災害復旧対策</b>													
	<b>第 1 節 公共施設災害復旧事業</b>	<b>第 1 節 公共施設災害復旧事業</b>													
201	<p><b>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</b>                      (略)  <u>(追加)</u></p>	<p><b>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</b>                      (略)  <b>4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行</b>  <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。</u></p>	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正												
	<b>第 2 節 激甚災害の指定</b>	<b>第 2 節 激甚災害の指定</b>													
201	<p><b>1 市における措置</b>                      (略)                      (2) 指定後の関係調書等の提出                      市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係各部</u>に提出しなければならない。</p>	<p><b>1 市における措置</b>                      (略)                      (2) 指定後の関係調書等の提出                      市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係局</u>に提出しなければならない。</p>	愛知県組織再編に伴う修正												
	<b>第 5 章 被災者等の生活再建等の支援</b>	<b>第 5 章 被災者等の生活再建等の支援</b>													
209	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	
区分	機関名	主な措置													
(略)	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
(略)	(略)	(略)													

地震災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）			修正案（令和元年11月修正予定）			備考
	第2節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人（公益財団 法人都道府 県会館）	4 被災者生活再建支援金の支給	第2節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人（公益財団 法人都道府 県センター）	4 被災者生活再建支援金の支給	名称の変更
<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>			<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>				
210	<b>2 日本赤十字社愛知県支部における措置</b> 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。 (略)			<b>2 日本赤十字社愛知県支部における措置</b> 義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。 (略)			表記の整理
211	<b>4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</b>			<b>4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</b>			名称の変更
<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b>			<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b>				
<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>			<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>				
<b>第2節 消防、浸水等対策</b>			<b>第2節 消防、浸水等対策</b>				
232	<b>2 その他の管理者における措置</b> 愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。			<del>(削除)</del>			水防上重要な施設の樋門等及び防潮扉等の操作規則の更新
<b>第4節 道路交通対策</b>			<b>第4節 道路交通対策</b>				
232	<b>1 県公安委員会における措置</b> (略) (2) 交通規制の内容 (略) (ア) 第1次 a 強化地域規制 次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。			<b>1 県公安委員会における措置</b> (略) (2) 交通規制の内容 (略) (ア) 第1次 a 強化地域規制 次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。			

地震災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）		修正案（令和元年 11 月修正予定）			備考																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限する I C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </tbody> </table>		路線名	流入を制限する I C	(略)	(略)	名古屋高速道路	一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC	知多半島道路	全 IC	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限する I C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </tbody> </table>			路線名	流入を制限する I C	(略)	(略)	名古屋高速道路	全 IC	知多半島道路	全 IC	他計画等との整合性のため修正								
路線名	流入を制限する I C																													
(略)	(略)																													
名古屋高速道路	一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC																													
知多半島道路	全 IC																													
路線名	流入を制限する I C																													
(略)	(略)																													
名古屋高速道路	全 IC																													
知多半島道路	全 IC																													
	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>広域交通検問所</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>道 路 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央道（西宮線）</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	住 所	道 路 名	(略)	(略)	(略)	小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>広域交通検問所</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>道 路 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央自動車道（西宮線）</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	住 所	道 路 名	(略)	(略)	(略)	小牧東インター	小牧市大字野口	中央自動車道（西宮線）	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	表記の整理
名 称	住 所	道 路 名																												
(略)	(略)	(略)																												
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）																												
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道																												
名 称	住 所	道 路 名																												
(略)	(略)	(略)																												
小牧東インター	小牧市大字野口	中央自動車道（西宮線）																												
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道																												
	<p>ウ 広域的な避難場所の周辺道路            避難場所としての機能を確保するため、<u>駐車禁止、一方通行及び指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認<u>申請</u></p>		<p>ウ 広域的な避難場所の周辺道路            避難場所としての機能を確保するため、<u>駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認<u>届出</u></p>			表記の整理																								